

## 獣害支障樹木伐採業務委託 仕様書(単価契約)

当業務は、クマを人の生活圏内に誘引しないようにするため、獣害支障樹木伐採を実施するものであり、実施にあたっては、以下に基づくものとする。

(業務内容)

1. 業務場所は以下のとおりとする。  
勝山市内一円（住宅敷地、農地、山際等）
2. 業務内容は以下のとおりとする。  
伐採・運搬・集積
3. 業務実施にあたり、伐採樹木の場所や幹回り、本数等は地主等の申請に基づき予算の範囲内（1,520,000円（税込み））で決定するため、監督職員と協議するとともに、事前にその樹木の調査を行うこと。
4. 業務実施には、伐木・チェーンソー作業従事者特別教育の修了者を配置すること。
5. 伐採作業は、伐倒し、枝を払い、丸太は玉切りする。また作業後の清掃片付けまでとする。周辺建物や道路水路等に支障がないように実施すること。また、処分については、市が指定するストックヤードに運搬し、枝と幹を分けて集積すること。
6. 作業実施日については、地主等と調整及び連絡を事前に行うこと。
7. 伐倒によって破損した構造物等については、原因者で原形復旧するものとし監督職員と協議すること。
8. 作業は、常に整理整頓や周辺の美化に心がけ、特に、周辺利用者や建築物等の安全確保に万全を期すること。
9. 作業実施には、その都度、着工前と完了後の写真管理及び施工管理を行うものとする。不明な点は、監督職員と事前に協議し、指示を受けること。また、常に作業従事者の事故防止等の安全管理の徹底と作業員の安全教育を図ること。

ストックヤード位置図（勝山市170字奥山地係）



胸高幹回り	運搬距離	予定数量(本)	単価 (円)	予定数量×単価 (円)
30cm未満	～5km	1		
	5km～9km	1		
	9～14km	1		
	14～20km	1		
	20～25km	1		
30cm以上 60cm未満	～5km	1		
	5km～9km	1		
	9～14km	1		
	14～20km	1		
	20～25km	1		
60cm以上 90cm未満	～5km	1		
	5km～9km	1		
	9～14km	1		
	14～20km	1		
	20～25km	1		
90cm以上 120cm未満	～5km	1		
	5km～9km	1		
	9～14km	1		
	14～20km	1		
	20～25km	1		
120cm以上 150cm未満	～5km	1		
	5km～9km	1		
	9～14km	1		
	14～20km	1		
	20～25km	1		
150cm以上 200cm未満	～5km	1		
	5km～9km	1		
	9～14km	1		
	14～20km	1		
	20～25km	1		